

秋田県公報

目次	ページ
告示	1
公告	2

告示

○平成十八年度製菓衛生師試験の実施（七八〇・生活衛生課）……………1

○県営土地改良事業工事の完了（鹿角地域振興局農林部）……………2

公告

秋田県告示第七百八十号

製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）第四条第一項の規定により、次のとおり平成十八年度製菓衛生師試験を実施するので、製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年秋田県規則第十四号）第二条第一項の規定に基づき、公告する。

平成十八年十一月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 試験の日時及び場所
- (一) 日時 平成十九年一月二十九日（月）午前十時三十分から午後二時三十分まで
- (二) 場所 秋田市山王四丁目一番二号 秋田地方総合庁舎 六階 大会議室
- 二 試験科目
- (一) 衛生法規
- (二) 公衆衛生学
- (三) 食品学
- (四) 食品衛生学
- (五) 栄養学
- (六) 製菓理論及び実技
- ただし、受験者が菓子製造技能士である旨を受験願書提出

時に申し出た場合は、「(六)製菓理論及び実技」を免除する。

三 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

(一) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十七条に規定する者であつて、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者

(二) 学校教育法第四十七条に規定する者であつて、一年以上菓子製造業に従事した者

(三) 製菓衛生師法の施行の際（昭和四十一年十二月二十六日）、現に菓子製造業に従事していた者（学校教育法第四十七条に規定する者を除く。）であつて、菓子製造業に従事した期間が三年をこえている者、又は製菓衛生師法の施行の日後三年をこえるに至つた者

四 受験申込みに必要な書類

(一) 受験願書 正副二通

(二) 添付書類

(1) 最終学校卒業証明書 一通（ただし、卒業証明書の氏名と受験願書の氏名が異なる場合は、戸籍抄本一通を添付すること。）

(2) 厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したこと、又は二年以上菓子製造業に従事したことを証する書類 一通

(ただし、三 受験資格中の(三)に該当する者にあつては、昭和四十一年十二月二十六日時点で三年以上従事していたことを証する書類又は昭和四十一年十二月二十六日後に従事年数が三年をこえるに至つたことを証する書類一通)

(3) 写真 受験願書提出前六月以内に撮影した脱帽上半身正面向で名刺型のもの（七センチメートル×五センチメートル）一枚

(四) 菓子製造技能士である者が「製菓理論及び実技」の試験免除を希望する場合は、技能検定合格証書の写し

五 受験願書用紙の交付

(一) 期間 土曜日及び日曜日を除き、平成十八年十二月一日（金）から同月二十八日（木）までの午前八時三十分から午後五時まで

(二) 場所 各地域振興局福祉環境部又は生活環境文化部生活衛生課（郵送で交付を求める場合は、封筒の表に「願書請求」と朱

書し、八十円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

交付場所

機 関 名	連 絡 先
生活環境文化部生活衛生課	〒〇一〇〇九五 秋田市山王四丁目一番二号 電話番号〇一八八六〇一五九三
北秋田地域振興局大館福祉環境部環境指導課	〒〇一八五五〇一 大館市十二所字平内新田二百三十七 一 電話番号〇一八六五二一三九五
北秋田地域振興局鷹巣阿仁福祉環境部環境指導課	〒〇一八三三九三 北秋田市鷹巣字東中岱七十六番地の 一 電話番号〇一八六六二一六六五
山本地域振興局福祉環境部環境指導課	〒〇一六〇八一五 能代市御指南町一番十号 電話番号〇一八五五二四三三一
秋田地域振興局福祉環境部環境指導課	〒〇一八一四〇二 潟上市昭和乱橋字古開百七十二番一 電話番号〇一八八五五一一七〇
由利地域振興局福祉環境部環境指導課	〒〇一五〇八八五 由利本荘市水林四百八番地 電話番号〇一八四二二四二二〇
仙北地域振興局福祉環境部環境指導課	〒〇一四〇〇六二 大仙市大曲上栄町十三番六十二号 電話番号〇一八七六三三三〇三
平鹿地域振興局福祉環境部環境指導課	〒〇一三二八五三 横手市旭川一丁目三番四十六号 電話番号〇一八二一三二一四〇〇五
	〒〇一二一〇八五七

雄勝地域振興局福祉
環境部環境指導課

湯沢市千石町二丁目一番十号
電話番号〇一八三―七三―六一五五

六 受験願書の受付

(一) 期間及び時間
土曜日及び日曜日を除き、平成十八年十二月一日(金)から同月二十八日(木)までの午前八時三十分から午後五時まで

(二) 場所
(郵送の場合は、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。)

住所地为管轄する地域振興局福祉環境部。ただし、秋田市及び県外に居住する者にあつては、潟上市昭和乱橋字古開百七十二番地一 秋田地域振興局福祉環境部(電話〇一八―八五五―五一七三)で受け付ける。

七 受験手数料

(一) 額
九千四百円

(二) 納付方法

受験願書の提出の際、秋田県証紙により納付すること。

八 受験票の交付

受験票は、受験願書受付後、生活環境文化部生活衛生課から郵送で交付する。

九 合格者の発表

平成十九年二月七日(水)午後一時から同年三月七日(水)まで、県庁正面広告板及び各地域振興局福祉環境部掲示板に掲示するとともに、合格者には書面で通知する。

十 試験についての問い合わせ先

生活環境文化部生活衛生課食品衛生班(電話〇一八―八六〇―一五九三)又は各地域振興局福祉環境部環境指導課

公 告

県営土地改良事業(男神地区ため池等整備事業)につき、その工事を平成十八年三月三十一日完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定に基づき、公告する。

平成十八年十一月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

発 行 者

秋 田 県

印 刷 所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 862-8766 FAX 863-0005
E-mail: matsubara@natsubaransu.co.jp

購 読 料 金

一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
松原印刷社